



Gメン通報制度について

1 目 的

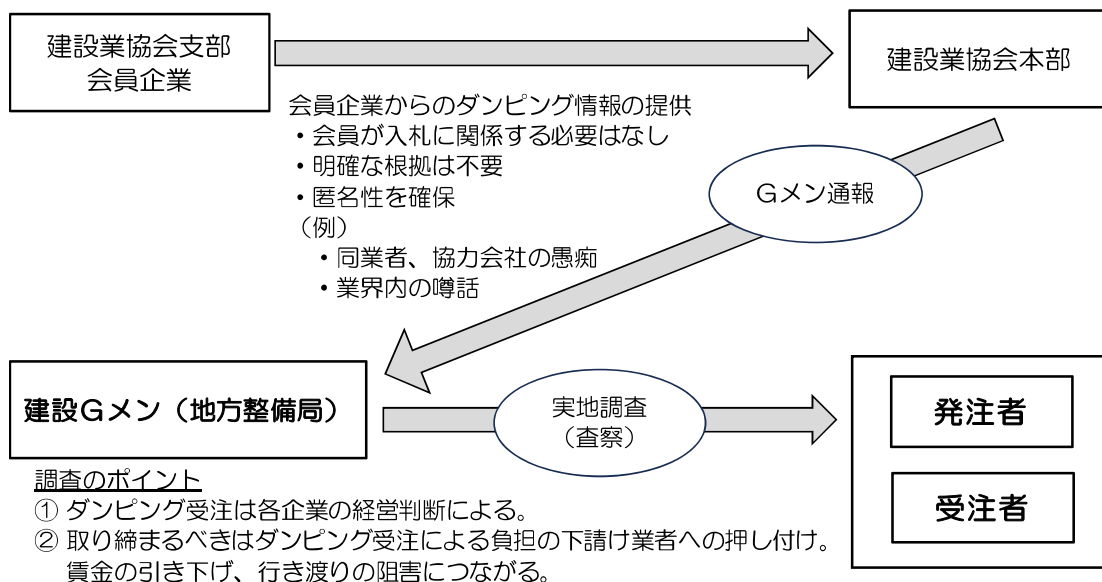
高齢化の進行、若年入職者の減少により人手不足が深刻化しており、担い手の確保が課題となっている。入職者を増やすには処遇改善に取り組む必要があり、特に重要なのが、賃金の上げと、元請下請間のすべての段階で賃金の行き渡りを担保することだ。それを阻害する要因がダンピング受注であり、それを防止するため、建設Gメンを活用する「Gメン通報制度」を設けることとした。

2 対 象

ダンピング受注に伴う負担を受注者が負うのは経営判断による。しかし、その負担を下請業者に押し付ける場合には、賃金の引き下げ、行き渡りの阻害につながるため、次のような入札があった場合を「Gメン通報制度」の対象としている。

- ① 民間建築工事において、叩き合いの結果、非常に安い価格を入れて落札した場合
- ② 公共建築工事で官積算と実際価格との乖離幅が大きく、業者が潜り合いをして落札した場合。
- ③ 発注者が工事の設計積算する際に、業者から徴収した見積額を歩切りして入札予定価格を算出する隠れ歩切りが疑われる場合

3 スキーム



4 期待する効果

建設Gメンが実地調査に入ることによって企業の信用に影響を与えることとなり、受注者側では、ダンピング受注がしにくくなり、発注者側では、ダンピング受注を誘引するような入札が出来にくくなる。こうした建設Gメンによるアナウンス効果を期待している。



第3回ワーキング

「契約段階での適正水準の労務費等の確保に向けて」

①見積りや契約における労務費・雇用に必要な経費の現状

（実際に、現場ではどのような交渉が行われているか。確認している費用や価格の範囲等について）

地方総合建設業土木工事での場合

STEP0 見積り依頼（現状と問題点）

- ・ 見積り依頼書に図面、数量等の必要資料を添付し、必要事項や各種条件を記載し、工事見積りを下請に依頼している。見積り書には、適正な諸経費（一般管理費）、法定福利費を記載するよう指導している。
 - ⇒ 下請業者によっては、これらの経費を適切に算定できていない可能性がある。一般管理費は会社規模や業務内容によって異なるため、一律の基準で算定することは困難。
- ・ 見積り項目は官積算の項目に準拠しており、そのうち率計上（経費も含む）のものは、項目を設定して数量・単価に置き換えて見積り依頼している。
 - ⇒ 項目を設定するための手間、時間がかかる。
- ・ 民間工事では、発注者から施工条件や工期等に影響を及ぼす事象について明示されることは少なく、設計が完全に決まっていない状態での見積り依頼もある。また、見積り期間も短い場合が多い。
 - ⇒ 発注者からの情報が不十分であり、施工条件や工期、設計の詳細が確定していない状態で見積もりを作成するので、正確な労務費を算出することが困難。短い見積り期間の中ではより不確実となる。

- ・ 建設業法施行令第6条において、予定価格の範囲で見積期間が定められているが、下請次數の多さ（見積依頼する協力業者の数）に比例して見積期間も長く必要となる。
 - ⇒ 見積期間は建設業法施行令第6条で定められてるが、下請け階層が深い場合、法定の見積期間では十分な検討ができない場合がある。
 - ① 予定価格500万円以下（中1日以上）
 - ② 予定価格500万円以上5000万円未満（中10日以上）
 - ③ 予定価格5000万円以上（中15日以上）
- ・ 公共工事でも、詳細設計が出来ていない状況下で「概数発注」される物件がある。
 - ⇒ 設計変更がある前提での見積依頼となる。詳細設計の出来上がり時期が遅れ、労務計画が成り立たなくなることがある。

STEP1 適正水準の労務費等での見積り（現状）

- ・ 下請からの見積書は、施工量単位（m²、m³等）での見積りとなっていることが大半である。（材工分離（機・労・材分離）とはなっていない）
- ・ 材工分離の見積もり徴収は会社（規模）によっては、難しいのが現状である。
- ・ 施工パッケージ型積算制度運用の現状と材工分離の歩掛導入に矛盾が生じる可能性がある。
- ・ 下請に材工分離の見積書提出を依頼しても、手間が掛かることと、分解することで利益や経費が丸裸となるため、ほとんど提出されることはない。
（会社の規模によって対応が異なると思われる）
- ・ 一次下請業者が二次以降の下請業者を用いる場合、二次以降の下請業者諸経費が直接工事費に含まれていることがほとんどであり、元請想定より高い単価となっていることがある。見積の段階で、どの程度二次以降の下請業者を使用するかは一次下請け業者としては決定できないため、一次下請業者はできるだけ安全側で見積り単価を設定してくる。適正な単価の判断が難しい。
- ・ 下請業者ごとに工事原価に対する諸経費率が異なる。
見積書では、諸経費は一式計上されるため何が含まれているか元請では判断できない。

STEP2 適正水準の労務費等での契約（現状）

- ・ 工事価格の妥当性については、大ロットの標準歩掛や過去の取引状況より、適正な単価が判断している。
- ・ 現状の契約方式では適正な工事価格に対する満額契約は皆無。→下請け契約にも影響
※受注するため、調査基準価格の直上での価格で入札している。
- ・ 入札金額により適正な工事費の満額でなく落札率が生じているため、2社以上の相見積りおよび落札率相当を考慮しつつ、諸経費も含めて価格交渉を行っている。
法定福利費は、よほどおかしい金額でない限り、提示された見積書どおりとしている。
- ・ 数量増減は、当初契約した内訳書に基づき変更契約を実施。
新工種等の追加については、見積り徴収により変更契約している。
- ・ 本来設計変更は【指示書】→【設計変更】→【実際の施工】が本来の流れであるが、手続き上の負荷等および予算制約等の理由から、指示書発行が遅れる場合がある。
特に地方自治体においては、その傾向が顕著であり、市町村においては指示書も発行されない場合が多い。実態は【指示書】→【実際施工】→【設計変更】となる。

STEP2 適正水準の労務費等での契約（現状）

- ・発注者との協議指示待ちで生じる工事の間延びについて、施工量低減や施工待ちによる機械稼働率の低下等により単価が合わない状況が生じた場合は、下請と別途協議するが元請負担となることが大半。工期延期による現場経費の増大分は、一時中止の場合等一部の場合を除き、支払いがおこなわれない。
- ・下請に依頼した見積書の工事価格が想定より低い場合、元請としては断る理由もないが、効率化によるものなのかダンピングによるものなのか明確な判断はできない。

全国建設業協会におけるこれまでの取組

1. 関連文書の周知について

国土交通省はじめ関係省庁から周知依頼のあった文書を、速やかに各都道府県建設業協会に対し、各協会の会員企業に周知してもらうよう通知しており、今後も継続して取り組んでまいります。

2. 労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する自主行動計画策定について

令和6年4月、建設業従事者の処遇改善には下請関係にある中小協力会社がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要であるとの認識から、労務費の適切な転嫁を実現し公正な競争を阻害することがないように「労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する自主行動計画」を策定、周知しました。

3. 相談対応窓口の設定

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」における「12の行動指針」に沿わないような状況について、把握・集計する相談窓口（労働関係法令相談室）を全国建設業協会内に設置し、周知しました。

4. 令和6年の技能労働者の賃金引き上げの推進

「技能労働者の賃金引き上げの推進」に係るポスターを作成し、各都道府県建設業協会に対して配布し、令和6年の賃上げの取組を周知しました。

【参考】これまでに発出した主な通知文

- ・令和6年1月5日付全建事発第101号「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知について」
- ・令和6年4月1日付全建労発第1号「建設業の賃上げと働き方改革に向けた取組について」
- ・令和6年5月1日付全建労発第14号「パートナーシップ構築宣言について」

以 上

技能労働者の賃金引き上げの推進!

